

生徒心得

本校の生徒として、以下の生徒心得を守ること。

I 礼儀

1. 常に高校生としての品位を保ち、言語・態度等他人に対して礼を失わないよう心がける。
2. 努めて共通語を用い、明瞭で歯切れよく、上品で相手によい感じを与える言葉遣いを心掛け、人の感情を害するような言葉は慎む。
3. 来客や教職員、その他目上の人に対しては適當な敬語を用いる。
4. 来客や教職員に会ったときは、挨拶をする。
5. 生徒相互の間でも挨拶する。
6. 校長室、職員室、準備室等へ出入りするときは挨拶する。
7. 室内で帽子やコートなどを着用しない。
8. 室内で静肅にすることはもとより、廊下は右側を静かに歩く。

II 服装

1. 服装は品性のあらわれである。常に質素、清潔なものを用い、華美に流されたり、いたずらに流行を追うことを見ける。
2. 制服は本校規定のものを着用し、制服以外の衣類の着用を禁止する。また、体育ジャージは体育時、学校行事等のみの着用とする。ただし、土日祭日、長期休業中に部活動のために登校する場合に限り、部活ジャージでの登校を認める。
3. 制服規定

制服には冬服と夏服がある。

(1) 冬服・・・季節・気温・体感温度に合わせて着用

男子 ブレザー(紺系チェック)

ワイシャツ(長袖)

ネクタイ

冬ズボン

女子 ブレザー(紺系チェック)

ブラウス(長袖)

リボン

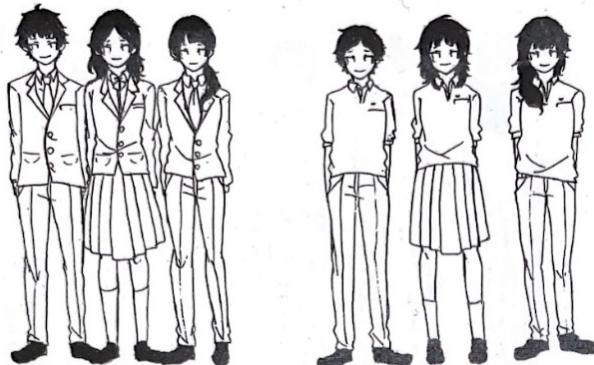
冬スカート、冬ズボン(ネクタイ着用)

男女共 ベスト・セーター(学校指定のもの)

気候に応じて着用可とする。

(2) 夏服・・・季節・気温・体感温度に合わせて着用

- | | |
|----|-------------------------------------|
| 男子 | 半袖ポロシャツ
長袖ポロシャツ
夏ズボン |
| 女子 | 半袖ポロシャツ
長袖ポロシャツ
夏スカート
夏ズボン |



制服画
令和5年度卒業 山本 有紗

- ※ 衣替え日は設けず、年間を通して、季節・気温・体感温度に合わせて制服を着用。ただし、冬服、夏服の混在しての着用は認めない。
- ※ ワイシャツ、ブラウスの裾をズボン、スカートから出さない。
- ※ スカート丈の基準は膝が隠れる長さとする。スカートを折り曲げるためベルトを使用したり、他の方法でミニスカートにすることは認めない。
- ※ ズボンにはベルトを着用すること。

4. 通学用の靴・靴下は次のとおりとする。

- (1) 通学用の靴は、黒または茶の革短靴、及び運動靴とする。

- (2) 靴下は、白・黒・紺を基本として華美でないソックスとする。
冬期におけるスカート着用時、黒のストッキング（黒または紺のソックスの併用可）を認める。

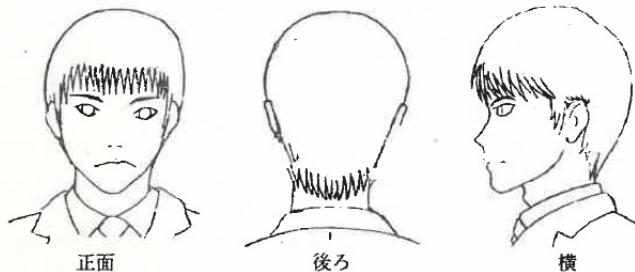
5. 上履きは、該当する学年色のスリッパを用いる。

体育館では、規定の体育館シューズを用いる。

その際には、シューズ袋にスリッパを入れること。

6. 頭髪は高校生らしく常に清潔に保つ。

・男子は前髪が目にかかるず、後ろ髪が襟にかかるないようにするとともに、耳を覆うような長髪にしない。特異な髪型は禁止する。また、ヘアーバンド等は禁止する。



- ・女子は前髪で目が隠れないようにすること。
- ・女子の整髪用に用いるリボン、紐、ヘアピン（長いものは不可）、ゴム紐等は派手でないものとする。
- ・染髪・脱色などの加工をしない。
- ・眉毛を加工することや髭及びもみあげをのばすことを禁止する。

7. 鞄

- ・黒又は紺系統のカバンを原則とする（含リュックタイプ）。また、スポーツバックを使用する場合も華美でないものとする。

※ 他の学校のバッグを使用することは厳禁とする。

8. 化粧品等

- ・化粧をしない。また、高校生に不要な装飾品を身につけない。

9. 防寒着の着用基準は次のとおりである。

- (1) 冬期、制服（上着）を着用した上で以下の防寒着を認める。

色は白、黒、紺、茶、灰色の系統で、無地のコート、ウインドブレーカーに限る。高校生としてふさわしくないものは許可しない。ただし部活で使用しているウインドブレーカーは許可する。

(2) マフラー、手袋、ニット帽、耳あて

色は白・黒・紺・茶・灰色などの系統とし、華美なものは避ける。

登校時、昇降口に入る前に外す。

10. 服装に関する確認事項

(1) 冬服着用期間において校内で上着を着用しなければならない時は以下のとおりとする。

- ・職員室入室時、集会時（学年集会等）

(2) 体育ジャージの着用について

・体育以外の授業においては不可とする。（学校行事、LHR時は除く）

・放課後の居残り学習時や下校時も不可とする。

(3) 膝掛けの取扱い

・授業中の膝掛けの使用は、可とする。

・膝掛けは色等華美でないものとする。

・体育ジャージおよびコート類を膝掛けとして用いることは不可。

・集会時の使用は不可とするが、講演会等は別途指示をする。

(4) コートの取扱い

・朝、帰りのSHR、授業中、集会、教室内では着用しない。

・コートはロッカーへ入れるか、袋等を持参し、その中にに入れ机の横に掛けておく。

・コートを教室の椅子の背に掛けたり、ロッカーの上に放置したりしない。

・放課後の居残り学習時の教室での着用は特別に許可する。

III 通 学

1. 通学にあたっては、常に時間的余裕をもって行動し、定められた時刻の10分前までには登校する。

2. 帰宅時間が平常より遅れることが予めわかっているときは、保護者に連絡しておく。

3. 通学の途上では特に交通道徳を遵守し、良識ある高校生として行動する。

4. 電車、バス等の乗降は規律正しく静粛を行い、車中では一般乗客に迷惑をかけるような高声、談笑は慎む。

5. 歩行者は右側通行、自転車は1列左側通行を遵守する。

6. 自転車通学を希望する者は、HR担任を通じて申請をし、生徒課の許可を受ける。自転車店にて整備を受け、TSマークを貼付すること。

IV 保健衛生

1. 平素より健康に留意し、身体、衣服、環境の清潔に心がけるとともに、進んで心身の鍛錬に努める。
2. 校内健康診断で「要受診」の指示を受けた者は、すみやかに受診し受診結果報告を提出する。
3. 校内で体調不良になった、または負傷したときは、すみやかに養護教諭の処置を受け、指示に従う。
4. 予防すべき感染症（p 34）に罹患した、または罹患の疑いがある場合は、直ちに学校へ連絡する。

V 校内生活

1. 学習
 - (1) 始業ベル前に着席し、静粛に教師の入室を待つ。
 - (2) 授業中の教室への出入りは、原則として認めない。
 - (3) 遅刻、欠席（忌引を含む）するときは、8時15分までに保護者からHR担任に連絡をする。欠席が1週間以上にわたるときは、医師の診断書を添付する。欠課、早退するときは申し出る。
 - ・朝のS H R開始時刻以降に登校した場合はすべて遅刻とする。
 - ・遅刻者は、職員室にある「遅刻・早退届け出簿」に必要事項を記入のうえ（ただし、授業中の場合は「入室許可証」にも）、当該学年の職員に押印してもらう。その後、すみやかに教室に入室し、「入室許可証」を授業担当教師に提出する。
 - ・終業時刻前の下校はすべて早退とする。早退を希望する生徒はHR担任に申し出て、許可を得てから下校する。
 - ・病気等で早退を希望するときには、上記のほか養護教諭の証明をもらってHR担任に提出する。
 - ・早退したときは、家に帰着したことを学校に連絡する。
 - (4) 学習及びその他の教育活動に必要でない物は学校に持参しない。教科書等家庭学習に必要な書籍を学校に置いていかない。
 - ・菓子、雑誌、遊具は学校に持ち込まない。
 - ・部活動等で使用する楽器の持ち込みは許可するが、使用時は昼休み、放課後とし、他人に迷惑とならないように心掛ける。
 - (5) 携帯電話、それに準ずるものは校舎内の使用を禁止する。
 - ・登校後、昇降口に入る前に電源を切り、鞄の中に入れておく。
 - ・帰りのS H Rまで持ち歩きを禁止する。
 - ・放課後以後も校舎内では使用を禁止する。

- (6) 登校後は放課後まで外出を禁止する。ただし、特別の事情があるときは、HR 担任に願い出て許可を受ける。
- (7) 特別の事情で、17時30分以後校内に残る者は、HR 担任、部活動担当等の監督が必要である。

2. 清掃

- (1) 常に校舎内外の整理整頓に努め、担当区域については責任を持つ。
- (2) 清掃当番は責任をもって用具を保管する。不足や破損した場合は監督教師に連絡をする。
- (3) 清掃の開始時と終了時には必ず監督教師に連絡する。

3. 災害防止、盗難防止

- (1) 職員の許可なく校内で火気、電気を使用しない。
- (2) 非常時以外は、校内の消火器、防火施設等に手を触れてはならない。
- (3) 所持品には必ず記名する。
- (4) 所持品は盗難にあわないよう細心の注意を払うとともに、無断で他人の物には絶対に手を触れない。
- (5) 個人使用のロッカーは各自責任を持って管理すること。なお、必要に応じ鍵をかけてもよい。ただし、ロッカー内には、学校生活に不適切なものを入れてはならない。
- (6) 必要以外は、なるべく金銭を持参しない。
- (7) 生徒相互間で金銭その他の貸借をしない。
- (8) 金品の遺失及び盗難にあったとき、また金品を拾得したときは、所定の用紙に記入しHR 担任へ届け出て指示を受ける。
- (9) 体育の授業並びに球技大会などにおいては、貴重品袋を利用し、盗難防止に努める。

4. 校舎、校具の使用

- (1) 校舎、施設、校具は大切に取り扱い、絶対に落書き等しない。また汚損した場合は、直ちにHR 担任へ届け出て指示を受ける。
- (2) ホームルーム活動等で学校の施設、校具を使用するときは、係の教師に届け出て指示を受ける。
- (3) 部室の利用については整理整頓に努め、盗難防止のためにも必ず施錠をする。
- (4) 昼食
 - ・昼食は教室または許可された場所でとる。
 - ・昼休み以外の時間に食事をしてはならない。

5. 集会、掲示、出版、その他

- (1) 学校の許可なく掲示をし、集会を催し、また印刷物を編集、発行してはならない。

- (2) 校内外団体の主催する入場券、またはこれに類するものを許可なく斡旋、販売してはならない。
- (3) アンケート、署名、募金などをする場合は届け出、許可を受ける。

VI 校外生活

- 1. 他校との関係
 - (1) 他校生徒との間においては、互いに尊敬の情を失わない。
 - (2) 他校部活との交流や対外試合は、顧問教師の指導を受ける。
- 2. 祭典参加について
 - 地域の祭典への参加については原則として許可しない。ただし、浜松まつり及び浜松まつりに準ずる申し合わせ、手続きのなされるまつりは届出許可制とする。
- 3. 娯楽
 - (1) 娯楽のためにあまり多くの時間と金銭を費やさない。また勉学の妨げにならないよう留意する。
 - (2) 法律で出入りを禁止されているところへは出入りをしない。また、教育上好ましくない娯楽場及び飲食店、その他生徒として不適切な場所へは出入りしない。
- 4. 外出
 - (1) 外出するときは、「身分証明書」を所持すること。
 - (2) 友人間において外泊したり、外泊させたりすることは厳禁とする。
 - (3) 遅くとも 21 時までには帰宅すること。
- 5. 校外活動
 - (1) アルバイトは原則として禁止する。ただし、年末年始の郵便局のアルバイトについては許可制とする。
 - (2) 海外旅行、登山、キャンプ、ハイキング等を行う場合は、事前に実施計画書をHR 担任に提出し、校長の許可を受ける。
 - (3) 原動機付自転車及び自動二輪、普通自動車の免許取得は禁止する。
 - (4) 校外で事故があったときは直ちに学校へ連絡する。

VII 諸届け、願い

諸届け、願いは定められた様式により、HR 担任に提出する。

以下のような届け、願いがある。

欠席、遅刻、早退、公欠、外出、異装、学割交付、海外旅行、野外活動、施設使用、合宿、盗難・紛失、自転車通学、破損、身分証明書再交付、身上変更、休学、留学、転学